

ハウスの補強や防風ネットを設置して災害に備えたい

事業名	農業用ハウス強靱化緊急対策事業 (国：園芸産地における事業継続強化対策)
分類	【機械・施設整備】
事業要旨	自然災害発生に予め備え、災害に強い産地を形成するため、園芸産地における非常時の対応能力向上に向けた産地の生産部会等の単位で複数農業者による共同の事業継続計画(BCP)を策定し、BCPの実行に必要な体制整備やBCPの実践に必要な技能習得、ハウスの補強、非常時の復旧の取組実証等を支援する。
事業概要	【対象団体】 ・事業実施主体：都道府県 ・取組主体：都道府県、市町村 等 【対象事業】 1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備・事業継続計画の策定に係る検討会の開催、推進に向けた講習会の開催 等 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1)自力施工等の技能習得、災害復旧の実証 ・農業者自らがハウスの補強や復旧を行うための自力施工講習会の開催 ・被災後に協力体制や自力施工技術を活用してハウスの普及を行う実証の取組 (2)既存ハウスへの被害防止対策【対象:今後10年以上利用が見込まれるハウス】 ・ハウス本体の補強（筋交い直管、タイバー等の設置） ・防風ネットの設置、非常用電源の導入 等 【補助要件等】 ・都道府県が策定した事業継続推進計画に位置付けられた取組であること。 ・2戸以上の農業者から構成されていること。 ・既存ハウスへの被害防止対策への取組については、以下の全てを満たすこと。 ① 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制整備を実施すること。 ② 個々の経営体で事業継続計画を策定すること。 ③ 対象となるハウスについて園芸施設共済又は民間の保険に加入すること。 ④ 対象となるハウスは今後10年以上利用するものであること。 ⑤ ハウス本体に直接補強する場合、風速36m/s以上に耐えうる対策をすること。 【対象経費】 資材費、役務費、機械設備費、通信運搬費、消耗品費、委託費、旅費 等 【補助率等】 補助率：1 事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備：定額 2 園芸産地における事業継続計画の実践 (1)自力施工等の技能習得、災害復旧の実証：定額 (2)既存ハウスへの被害防止対策：1/2以内 【問合せ先】 最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課 〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、 〕 〔 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL：029-301-3931